

大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻の 求める教員像および教員組織の編成方針

本学の求める教員像および教員組織の編成方針に則り、福祉心理学専攻の求める教員増および教員組織の編成方針を以下のとおり定める。

1. 福祉心理学専攻の求める教員像

(1) 教育上の能力

心理学を基礎とした専門的かつ実践的な知識・技能を有するのみならず、卓越した倫理観を備え広く社会に資する力を有し、かかる知識・技能および資質に基づく教育上の能力を有する者。

臨床心理分野においては、日本臨床心理士認定協会が認定する臨床心理士（以下「臨床心理士」）かつ公認心理師であり、かかる職能に対して求められる訓練・研鑽を積み、これを踏まえて臨床心理士および公認心理師の養成を行うことのできる者。

(2) 研究業績

福祉心理学専攻の研究領域の特性に合致し、実践に活かすことのできる研究指導を担うとともに、自らも創造的な研究活動を通じて成果を出すことのできる者。

臨床心理分野においては、臨床心理学の量的研究のみならず、事例研究を中心とした質的研究を自ら行い、また研究指導を担うことができる者。

(3) 組織における役割

学内における他教職員との協力に限らず、社会貢献の観点から地域社会・他機関と連携しつつ、優れた人材を養成するための組織運営を行うことのできる者。

臨床心理学分野においては、特に学内外における実習および実習指導を通じて、地域社会に貢献し、臨床心理士および公認心理師を養成するための組織運営を行うことのできる者。

(4) 実践・研修・研鑽

自らが実践および研究に取組み、訓練・研鑽を積むとともに、教育者としてFD研修を通じて、実践、研究および教育の資質・能力の向上に努めることができる者。

臨床心理学分野においては、継続的な個人スーパーバイザーおよびグループスーパービジョン体験をすでに有しており、臨床心理士および公認心理師としての実践、研究および教育の資質・能力の向上に努めることができる者。

2. 福祉心理学専攻の教員組織の編成方針

2-1 教員配置

(1) 基準

大学院設置基準のみならず、日本臨床心理士資格認定協会の定める臨床心理士養成第一種指定大学院に求められる基準ならびに公認心理師法およびその関連法令に求められる基準

に則った専任教員配置を行う

(2) バランス

福祉心理学専攻に在籍する大学院生数に比して適正な人数の教員を配置するとともに、専攻において職位・年齢・性別・のバランスを考慮し、適切な教員を配置する

(3) 多様性

広く国内外に人材を求め、特に男女共同参画の観点から性別に偏りのないよう、多様な人材を配置する

2-2 教員人事

(1) 募集・採用・昇格

十分な透明性と公平性を確保し、募集・採用にあつては、上記の「求める人物像」に適うか否かについて厳正な審査を行うとともに、昇格にあつては、任用規定に基づき適切に行う。

(2) 適合性

科目担当者としての適合性および大学院指導資格上の適合性については、教育課程編成・実施の方針に基づき、かつ、教育・研究上の実績を踏まえ、厳正に審査し、相応しい教員を採用する。

臨床心理分野においては、加えて、実習指導上の適合性および臨床実践上の実績を重視し、相応しい教員を採用する。

2-3 教育内容の改善のための組織的な研修等

福祉心理学専攻 FD 等の企画・運営を行い、それらを通じて、各教員および教員組織としての多種多様な活動全般に関わる能力の開発を行う。

(2019年4月1日)